

事務連絡
平成 29 年 5 月 31 日

各都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

平成 29 年度看護師特定行為研修指導者講習会の開催について

看護行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日に施行されました。

本制度は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、さらなる在宅医療等の推進を図るために、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

特定行為研修は、講義、演習又は実習で構成され、指定研修機関や指定研修機関と連携して実習等を行う施設で研修を実施することとなっております。

厚生労働省では、看護師の特定行為研修において効果的な指導が行われるよう、指導者を育成することを目的とした「看護師の特定行為に係る指導者育成事業」を公益社団法人全日本病院協会に委託し、別添のとおり、看護師特定行為研修指導者講習会を開催いたします。

本事業について、貴管内の関係団体及び関係者等に対し、広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件については、別記、関係団体あてにお知らせしておりますことを申し添えます。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話：03-5253-1111（内線 4176）

室長補佐 穴見

看護業務推進係長 瀬戸山